

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第5号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 <省略> 2 <省略> 3 職員の昇給は、市長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。 <u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u> 4 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の	(初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 <省略> 2 <省略> 3 職員の昇給は、市長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。

級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳(市長が定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

6から8まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給

5 55歳(市長が定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6から8まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

<p>する場合には100分の45を乗じて 得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	285,700	314,300	327,400	392,100	416,900
	2	143,700	194,500	230,500	287,800	316,400	329,400	394,400	419,200
	3	144,900	196,300	232,000	289,800	318,600	331,600	396,600	421,300
	4	146,000	198,100	233,600	291,800	320,700	333,800	399,000	423,500
	5	147,100	199,700	235,100	293,700	322,700	335,800	400,800	425,500
	6	148,200	201,500	236,800	295,700	324,700	338,000	402,800	427,600
	7	149,300	203,300	238,300	297,800	326,700	340,000	404,700	429,700
	8	150,400	205,100	239,900	299,800	328,700	342,200	406,500	431,800
	9	151,500	206,800	241,200	301,800	330,500	344,000	408,400	433,500
	10	152,900	208,600	242,700	303,900	332,600	346,000	410,200	435,300
	11	154,200	210,400	244,300	305,900	334,600	348,100	412,000	437,300
12	155,500	212,200	245,700	308,000	336,700	350,100	413,900	439,300	

13	156,800	213,600	247,200	309,700	338,100	351,800	415,700	441,200
14	158,300	215,400	248,700	311,800	340,000	353,800	417,200	443,000
15	159,800	217,100	250,000	313,800	341,900	355,600	418,700	444,800
16	161,400	218,900	251,400	315,800	343,800	357,500	420,300	446,500
17	162,700	220,600	252,900	317,600	345,500	359,500	421,900	448,300
18	164,200	222,300	254,600	319,600	347,400	361,400	423,200	449,800
19	165,700	223,900	256,300	321,700	349,300	363,400	424,500	451,200
20	167,200	225,500	258,100	323,800	351,100	365,300	425,700	452,700
21	168,600	227,000	259,700	325,100	353,000	367,300	426,900	454,100
22	171,300	228,700	261,500	327,100	354,800	369,200	428,200	455,400
23	173,900	230,300	263,200	329,000	356,600	371,200	429,500	456,700
24	176,500	231,900	264,900	331,100	358,300	373,200	430,700	457,900
25	179,200	233,100	266,900	333,000	359,700	374,700	431,900	458,900
26	180,900	234,600	268,800	334,900	361,000	376,500	432,700	459,600
27	182,600	236,000	270,600	336,900	362,400	378,300	433,500	460,400
28	184,300	237,300	272,400	338,800	363,800	379,900	434,300	461,100
29	185,800	238,600	274,100	340,700	365,100	381,700	434,900	461,800
30	187,600	239,800	276,000	342,600	366,000	383,100	435,600	462,600
31	189,400	240,800	277,900	344,400	367,100	384,600	436,300	463,300
32	191,100	242,000	279,600	346,300	368,200	386,200	437,000	463,900
33	192,700	243,300	281,200	347,800	369,000	387,600	437,800	464,400
34	194,200	244,500	283,100	349,200	369,900	388,800	438,600	465,000
35	195,700	245,700	284,900	350,700	370,800	390,000	439,000	465,600
36	197,200	247,000	286,800	352,200	371,700	391,100	439,700	466,200
37	198,500	247,900	288,400	353,800	372,600	392,200	440,200	466,700
38	199,800	249,300	290,100	354,600	373,400	393,400	440,600	467,200
39	201,100	250,700	291,900	355,800	374,200	394,600	441,000	467,600
40	202,400	252,200	293,700	356,800	375,000	395,700	441,400	467,900
41	203,700	253,600	295,300	357,700	375,700	396,400	441,800	468,200
42	205,000	255,000	297,000	358,800	376,400	397,100	442,200	
43	206,300	256,400	298,500	359,700	377,100	397,800	442,600	
44	207,600	257,700	300,100	360,800	377,800	398,500	442,900	
45	208,800	258,900	301,700	361,700	378,300	399,100	443,200	
46	210,100	260,200	303,400	362,400	378,900	399,700	443,600	
47	211,400	261,600	305,000	363,100	379,500	400,200	443,900	
48	212,700	262,900	306,700	363,800	380,200	400,600	444,200	
49	213,800	264,100	307,700	364,200	380,600	401,000	444,500	
50	214,900	265,200	309,200	364,800	381,300	401,300		
51	215,900	266,500	310,700	365,500	381,900	401,600		
52	217,000	267,800	312,300	366,200	382,500	401,900		

53	218,100	268,800	313,900	366,500	382,900	402,200		
54	219,100	269,900	315,500	367,200	383,500	402,500		
55	220,000	271,200	317,100	367,900	384,100	402,800		
56	221,000	272,500	318,600	368,600	384,700	403,100		
57	221,500	273,500	320,100	368,900	385,100	403,400		
58	222,400	274,500	321,300	369,500	385,600	403,700		
59	223,200	275,400	322,500	370,200	386,100	404,000		
60	224,100	276,500	323,700	370,800	386,700	404,300		
61	224,800	277,600	324,400	371,100	387,000	404,600		
62	225,800	278,600	325,300	371,700	387,400	404,900		
63	226,600	279,500	326,100	372,400	387,800	405,200		
64	227,500	280,500	326,900	373,000	388,200	405,500		
65	228,200	281,100	327,800	373,400	388,500	405,700		
66	229,000	282,000	328,200	373,900	388,800	406,000		
67	229,900	282,700	328,900	374,500	389,100	406,300		
68	231,000	283,600	329,700	375,000	389,400	406,600		
69	231,700	284,600	330,500	375,500	389,600	406,800		
70	232,400	285,400	331,200	376,100	389,900	407,100		
71	233,000	286,200	331,900	376,600	390,200	407,400		
72	233,800	287,000	332,600	376,900	390,400	407,600		
73	234,600	287,800	333,100	377,300	390,600	407,800		
74	235,300	288,300	333,700	377,800	390,900	408,100		
75	236,000	288,700	334,200	378,200	391,200	408,400		
76	236,600	289,200	334,800	378,600	391,400	408,600		
77	237,300	289,300	335,100	379,000	391,600	408,800		
78	238,100	289,700	335,600	379,500	391,900	409,100		
79	238,900	289,900	336,000	379,900	392,200	409,400		
80	239,600	290,300	336,500	380,300	392,400	409,600		
81	240,200	290,500	336,900	380,600	392,600	409,800		
82	240,900	290,700	337,400					
83	241,600	291,100	337,900					
84	242,300	291,400	338,400					
85	242,900	291,700	338,700					
86	243,600	292,000	339,100					
87	244,300	292,300	339,600					
88	245,000	292,700	340,000					
89	245,600	293,000	340,300					
90	246,100	293,400	340,700					
91	246,400	293,700	341,200					
92	246,800	294,100	341,600					

93	247, 100	294, 200	341, 800					
94		294, 400	342, 200					
95		294, 800	342, 700					
96		295, 200	343, 100					
97		295, 400	343, 200					
98		295, 700	343, 700					
99		296, 100	344, 100					
100		296, 500	344, 400					
101		296, 700	344, 700					
102		297, 000	345, 100					
103		297, 400	345, 500					
104		297, 700	345, 900					
105		297, 900	346, 400					
106		298, 200	346, 800					
107		298, 600	347, 200					
108		298, 900	347, 600					
109		299, 100	348, 100					
110		299, 500	348, 500					
111		299, 900	348, 800					
112		300, 200	349, 100					
113		300, 300	349, 600					
114		300, 600						
115		300, 900						
116		301, 300						
117		301, 500						
118		301, 700						
119		302, 000						
120		302, 300						
121		302, 700						
122		302, 900						
123		303, 200						
124		303, 500						
125		303, 800						
再任用 職員	187, 300	214, 800	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400	389, 500

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

職務の級	標準的な職務
------	--------

1 級	定型的な業務を行う主事の職務
2 級	主事の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
4 級	係長の職務
5 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務
6 級	課長補佐の職務
7 級	課長の職務
8 級	部長の職務

第 2 条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 2 1 条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 1 4 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>1 0 0 分の 9 0</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 2 1 条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 1 4 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 8 5、1 2 月に支給する場合においては 1</u></p>

<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p>	<p><u>00分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p>
--	---

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="226 1223 798 1433"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>373,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>421,000円</u></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理</p>	号給	給料月額	1	<u>373,000円</u>	2	<u>421,000円</u>	<省略>	<省略>	<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="837 1223 1410 1433"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>372,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>420,000円</u></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理</p>	号給	給料月額	1	<u>372,000円</u>	2	<u>420,000円</u>	<省略>	<省略>
号給	給料月額																
1	<u>373,000円</u>																
2	<u>421,000円</u>																
<省略>	<省略>																
号給	給料月額																
1	<u>372,000円</u>																
2	<u>420,000円</u>																
<省略>	<省略>																

職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。
--	--

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 <省略> 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第6条 <省略> 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（瀬戸市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。））による改正後の給与条例及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。））による改正後の任期付職員条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。